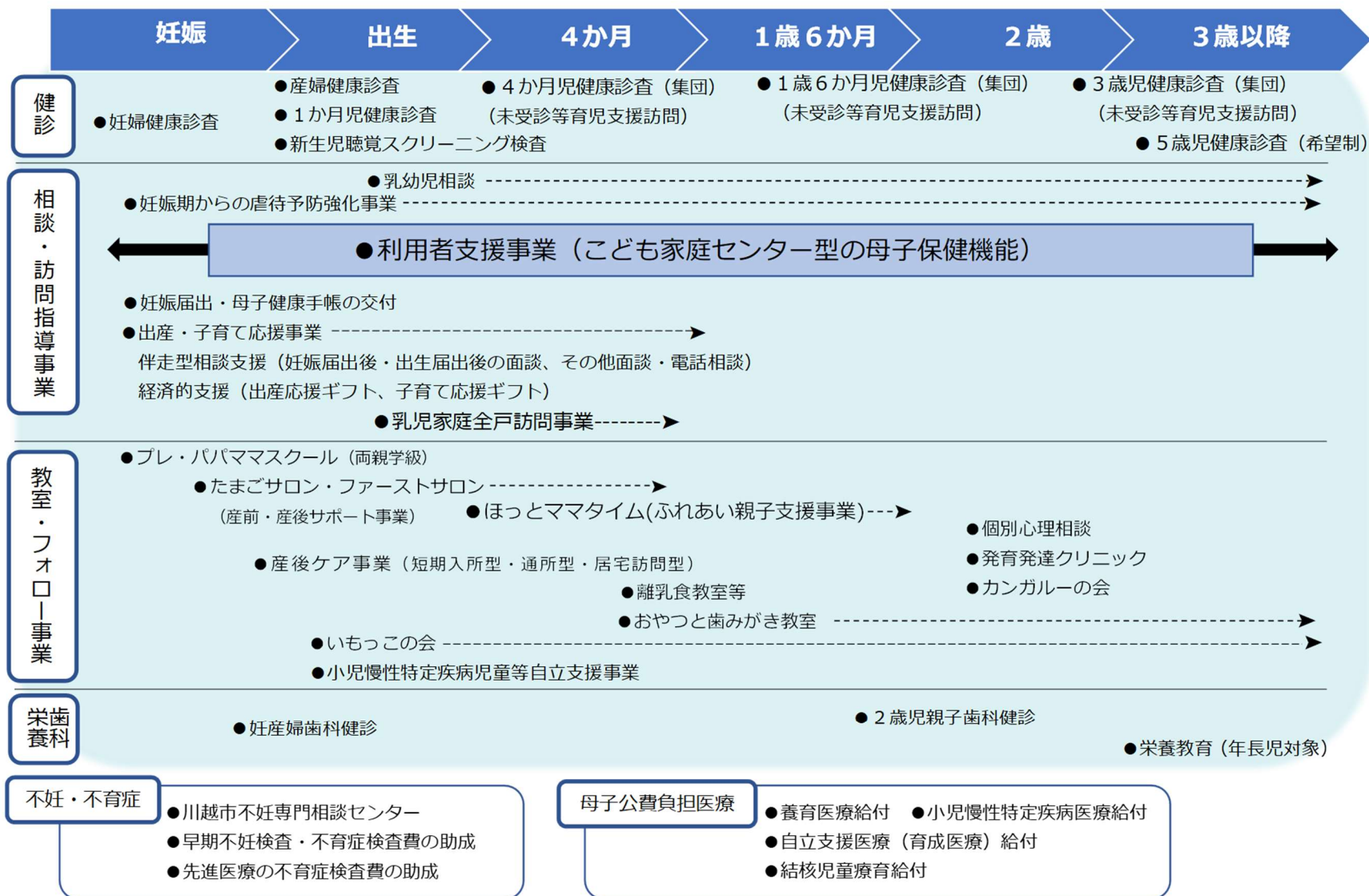


VIII 母子保健事業

1 母子保健事業の概要（令和6年度）



VIII 母子保健事業

2 妊娠届出及び母子健康手帳の交付状況（母子保健法第15・16条）

妊婦は妊娠の診断後、速やかに妊娠の届出をする。

届出窓口：総合保健センター、市民サービスステーション、市役所、各市民センター

(1) 母子健康手帳の交付数（市外居住者含）

単位：件

年度	2	3	4	5	6
新規交付数	2,264	2,208	2,151	1,989	1,967
再・追加交付数	72	51	58	74	101
計	2,336	2,259	2,209	2,063	2,068

(2) 妊娠週数別妊娠届出者数（市外居住者含）

単位：人

年度	計	妊 娠 週 数 (週)											出生 後	不明
		1か月 0～3 週	2か月 4～7 週	3か月 8～11 週	4か月 12～15 週	5か月 16～19 週	6か月 20～23 週	7か月 24～27 週	8か月 28～31 週	9か月 32～35 週	10か月 36～40 週			
2	2,264	3	228	1,903	84	12	13	2	4	3	3		9	
3	2,208	11	199	1,879	78	6	4	5	-	-	1		25	
4	2,151	5	179	1,854	67	11	9	4	2	2	3		15	
5	1,989	-	219	1,671	48	10	7	4	3	1	2	9	15	
6	1,967	-	216	1,647	60	11	11	6	2	3	1	3	7	

(3) 外国籍等を有する者の妊娠届出者数（再掲）（市外居住者含）

単位：人

年度	計	中国	フィリピン	韓国	ベトナム	ブラジル	ペルー	タイ	パキスタン	台湾	その他
2	113	25	9	5	48	3	1	1	1	-	20
3	112	26	8	1	53	3	-	-	-	-	21
4	133	24	14	2	62	-	-	2	2	1	26
5	128	19	8	-	67	1	-	1	2	1	29
6	170	12	16	1	90	3	-	-	2	-	46

3 健康診査

(1) 妊婦健康診査の受診状況（母子保健法第13条）

目 的 妊婦に対して、妊婦一般健康診査等の実施をすることにより、妊娠高血圧症候群等の異常を早期に発見し、適切な援助を講じ妊婦の健康保持増進を図る。

内 容 妊婦一般健康診査 14 回、HBs 抗原検査、HCV 抗体検査、子宮頸がん検査、超音波検査、HIV 抗体検査 等

実施方法 県内、県外の委託医療機関で実施するほか、里帰り等における委託医療機関以外での受診分について、償還払いにより費用を助成する。

単位：件

種 別	2	3	4	5	6
妊婦一般健康診査1回目	2,217 (5)	2,154 (5)	2,084 (5)	1,930 (9)	1,918 (4)
妊婦一般健康診査2回目	2,232 (5)	2,101 (4)	2,091 (3)	1,926 (9)	1,915 (2)
妊婦一般健康診査3回目	2,170 (9)	2,102 (12)	2,064 (11)	1,929 (9)	1,895 (7)
妊婦一般健康診査4回目	2,195 (7)	2,147 (6)	2,112 (3)	1,899 (7)	1,891 (5)
妊婦一般健康診査5回目	2,213 (14)	2,116 (9)	2,093 (8)	1,907 (13)	1,862 (6)
妊婦一般健康診査6回目	2,152 (32)	2,082 (28)	2,031 (24)	2,051 (28)	1,825 (9)
妊婦一般健康診査7回目	2,176 (19)	2,121 (17)	2,019 (15)	1,967 (20)	1,868 (14)
妊婦一般健康診査8回目	2,137 (48)	2,055 (52)	1,989 (54)	1,935 (55)	1,827 (29)
妊婦一般健康診査9回目	2,032 (81)	1,948 (79)	1,827 (75)	1,818 (68)	1,732 (54)
妊婦一般健康診査10回目	2,158 (117)	2,062 (100)	1,941 (92)	1,900 (92)	1,755 (74)
妊婦一般健康診査11回目	1,706 (119)	1,567 (99)	1,430 (94)	1,417 (97)	1,338 (62)
妊婦一般健康診査12回目	2,034 (106)	1,952 (85)	1,831 (85)	1,776 (87)	1,667 (72)
妊婦一般健康診査13回目	1,577 (86)	1,528 (65)	1,336 (56)	1,361 (65)	1,424 (68)
妊婦一般健康診査14回目	921 (57)	800 (38)	678 (39)	709 (42)	773 (54)
HBs 抗原検査	2,216 (5)	2,154 (5)	2,083 (5)	1,927 (9)	1,918 (4)
HCV 抗体検査	2,216 (5)	2,154 (5)	2,083 (5)	1,927 (9)	1,918 (4)
子宮頸がん	2,135 (2)	2,121 (3)	2,075 (5)	1,889 (5)	1,878 (3)
超音波検査	8,514 (264)	8,198 (225)	7,867 (212)	7,656 (216)	7,142 (162)
HIV 抗体検査	2,213 (5)	2,154 (5)	2,087 (4)	1,929 (8)	1,917 (3)
B群溶血性連鎖球菌検査	2,158 (117)	2,062 (100)	1,941 (92)	1,900 (92)	1,755 (74)
HTLV-1 抗体検査	2,210 (4)	2,167 (6)	2,089 (5)	1,930 (11)	1,910 (3)
クラミジア検査	2,207 (5)	2,162 (5)	2,090 (3)	1,919 (7)	1,934 (3)
風疹ウイルス抗体検査	2,217 (5)	2,152 (5)	2,085 (5)	1,929 (9)	1,919 (4)
計 (延)	54,006 (1,117)	52,059 (958)	49,926 (900)	47,531 (967)	45,981 (720)

※ () 内は償還払対象件数（再掲）

VIII 母子保健事業

(2) 産婦健康診査

- 目 的 産婦に対して、産婦健康診査を実施することにより、産後の母体の身体的機能の回復、授乳状況及びこころの健康状態の把握等を行い、産婦の健康保持増進を図る。
- 内 容 産婦健康診査、エジンバラ産後うつ病質問票：EPDS、赤ちゃんへの気持ち質問票、育児支援チェックリスト
- 実施方法 県内、県外の委託医療機関で実施するほか、里帰り等における委託医療機関以外での受診分について、償還払いにより費用を助成する。

年度	2	3	4	5	6
実施件数（件）				1,775 (172)	1,754 (197)

※ （ ）内は償還払対象件数（再掲）

※ 令和5年度より事業開始

(3) 新生児聴覚スクリーニング検査

- 目 的 新生児に対して、新生児聴覚スクリーニング検査を実施することにより、聴覚障害の早期発見及び早期療育を行う。
- 内 容 自動ABR検査、OAE検査
- 実施方法 県内、県外の委託医療機関で実施するほか、里帰り等における委託医療機関以外での受診分について、償還払いにより費用を助成する。

年度	実施件数（件）		
	自動ABR検査	OAE検査	計
3	1,764 (70)	64 (14)	1,828 (84)
4	1,784 (109)	29 (16)	1,813 (125)
5	1,805 (158)	19 (13)	1,824 (171)
6	1,670 (146)	12 (7)	1,682 (153)

※ （ ）内は償還払対象件数（再掲）

※ 令和3年度より事業開始

(4) 1 か月児健康診査

- 目 的 1 か月児に対して、1 か月児健康診査を実施することにより、乳児の疾病の早期発見、早期治療及び健康増進を図る。
- 内 容 身体発育状況、栄養状況、疾病及び異常の有無、先天性代謝異常及び新生児聴覚検査の実施状況の確認、ビタミンK₂投与状況の確認
- 実施方法 市内の委託医療機関で実施するほか、委託医療機関以外での受診分について、償還払いにより費用を助成する。

年度	2	3	4	5	6
実施件数（件）					658 (128)

※ （ ）内は償還払対象件数（再掲）

※ 令和6年10月より事業開始

(5) 4 か月児健康診査（母子保健法第13条）

- 目 的 疾病の予防措置として、身体の異常を早期に発見し、必要に応じて適切な指導を行う。
- 対 象 4 か月～6 か月未満の児
- 内 容 問診、計測、診察、集団指導（栄養）、個別相談
- 従事者 医師、保健師、助産師、看護師、栄養士、事務補助
- 会 場 総合保健センター、南文化会館

単位：人

年度	実施回数（回）	該当児数	受診児数	受診（%）	健 診 結 果					事後指導
					異常なし	既医療	要観察	要精検	要治療	
2	43	2,480	2,251	90.8	1,685	270	259	32	5	296
3	48	2,200	2,121	96.4	1,681	270	146	14	10	170
4	48	2,151	2,014	93.6	1,574	254	133	48	5	186
5	36	2,095	2,020	96.4	1,470	295	202	45	8	255
6	36	1,960	1,871	95.5	1,344	312	161	50	4	215

身体発育状況

単位：人

年 度	身長		体重	
	10パーセンタイル以下	90パーセンタイル以上	10パーセンタイル以下	90パーセンタイル以上
2	282	148	223	232
3	187	168	167	168
4	151	170	178	161
5	202	135	206	169
6	247	113	179	155

※ パーセンタイルとは、同月年齢児 100 人中何番目の大きさかを示す指標

VIII 母子保健事業

(6) 1歳6か月児健康診査（母子保健法第12条）

目 的 歩行や言語発達の指標が明らかになってくる1歳6か月児について心身障害の早期発見、むし歯の予防、栄養指導や育児指導などを行い、児の健康保持及び増進を図る。

対 象 1歳6か月～2歳未満の児

内 容 問診、計測、診察、歯科健診、はみがき指導、個別相談（栄養相談含む）

従事者 医師、歯科医師、保健師、看護師、歯科衛生士、栄養士、事務補助

会 場 総合保健センター、南文化会館

単位：人

年度	実施回数(回)	該当児数	受診児数	受診率(%)	健 診 結 果					事後指導	心理相談
					異常なし	既医療	要観察	要精検	要治療		
2	36	2,619	2,474	94.5	1,640	224	583	14	13	610	150
3	48	2,397	2,265	94.5	1,563	198	467	26	11	504	147
4	48	2,266	2,209	97.5	1,543	225	400	35	6	441	83
5	48	2,216	2,160	97.5	1,411	251	453	41	4	498	
6	36	2,232	2,105	94.3	1,377	241	443	37	7	487	

身体発育状況と歯科健康診査

年度	発 育 状 況				む し 歯			
	身 長		体 重		むし歯のある者(人)	むし歯の総数(本)	1人当たりの本数(本)	むし歯のない者(人)
	10 th -センチル以下(人)	90 th -センチル以上(人)	10 th -センチル以下(人)	90 th -センチル以上(人)				
2	244	229	168	418	16	28	0.01	2,458
3	193	240	148	351	8	20	0.01	2,257
4	226	201	137	363	7	16	0.01	2,202
5	225	168	149	299	8	22	0.01	2,152
6	236	155	145	284	9	25	0.01	2,096

※ パーセンタイルとは、同月年齢児100人中何番目の大きさを示す指標

※ むし歯1人当たりの本数＝むし歯の総数／受診児数

(7) 3歳児健康診査（母子保健法第12条）

目 的	身体発育、精神発達の面から最も重要な時期である 3 歳児に対して医師、歯科医師等により総合的健康診査を実施して、適切な指導を行う。
対 象	3 歳 3 か月～4 歳未満の児
内 容	問診、尿検査、計測、屈折検査、視覚検査（該当児）、診察、歯科健診、個別相談
従 事 者	医師、歯科医師、保健師、看護師、歯科衛生士、心理相談員、事務補助
会 場	総合保健センター、南文化会館

単位：人

年度	実施回数 (回)	該当 児数	受診 児数	受診率 (%)	健 診 結 果					事後 指導	心理 相談
					異常 なし	既医療	要観察	要精検	要治療		
2	38	2,700	2,535	93.9	1,209	199	970	25	132	1,127	154
3	48	2,583	2,434	94.2	1,106	180	1,007	68	73	1,148	150
4	48	2,415	2,289	94.8	1,319	187	535	204	44	783	131
5	48	2,435	2,350	96.5	1,121	226	581	365	57	1,003	101
6	48	2,342	2,221	94.8	1,097	202	574	306	42	922	111

身体発育状況と歯科健康診査

年度	身 体 発 育 （ 肥 満 度 ）				む し 歯			
	-20%以下	-20%～ -15%	+15%～ +20%	+20%以上	むし歯の ある者 (人)	むし歯の 総数 (本)	1人当り の本数 (本)	むし歯の ない者 (人)
2	4	4	134	55	220	564	0.22	2,315
3	2	9	79	45	184	517	0.21	2,250
4	1	15	80	43	112	273	0.12	2,177
5	1	11	95	33	124	364	0.15	2,226
6	0	10	84	41	98	311	0.14	2,123

※ むし歯 1 人当たりの本数＝むし歯の総数／受診児数

3歳児精密健康診査事業結果

単位：人

年度	分 類	受診児数	受診結果		
			正 常	要経過観察	要治療
2	心臓	2	2	－	－
	眼	6	2	4	－
	耳 鼻	－	－	－	－
	泌尿器	5	1	4	－
	その他	1	－	1	－
3	心臓	7	7	－	－
	眼	21	13	6	2
	耳 鼻	2	1	1	－
	泌尿器	－	－	－	－
	その他	5	3	1	1
4	心臓	5	4	1	－
	眼	26	8	11	7
	耳 鼻	－	－	－	－
	泌尿器	85	65	16	4
	その他	3	2	1	－
5	心臓	3	3	－	－
	眼	102	18	61	23
	耳 鼻	－	－	－	－
	泌尿器	113	86	23	4
	その他	3	1	2	－
6	心臓	10	9	1	－
	眼	103	22	70	11
	耳 鼻	1	－	－	1
	泌尿器	93	62	29	2
	その他	6	4	－	2

(8) 3歳児尿検査

目 的 健全に発育・発達するよう支援する、及び腎疾患を早期に発見する。

対 象 3歳児健康診査において尿を持参できなかった児

内 容 尿検査、相談指導

従 事 者 保健師、看護師

会 場 総合保健センター、南文化会館

年度	2	3	4	5	6
実施回数（回）	38	48	48	48	48
参加人数（人）	119	156	132	141	171

(9) 5歳児健康診査

目 的	こどもの個々の発達の特性を早期に発見し、保護者の気づきを深め、特性に合わせた適切な支援を行うとともに、生活習慣、その他育児に関する指導を行う。
対 象	4歳6か月～5歳6か月の児
内 容	集団行動観察、問診、計測、診察、個別相談(心理相談、栄養相談、療育相談、就学準備相談含む)
従 事 者	医師、保健師、看護師、心理相談員、栄養士、保育士、事務補助、児童発達支援センター職員、教育センター職員、公立保育園保育士
会 場	総合保健センター

単位：人

年度	実施回数 (回)	該当児数	受診児数	健 診 結 果		
				異常なし	既医療	要観察
6	6	1,235	66	46	5	15

※ 令和6年10月より事業開始

(10) 妊産婦歯科健診

目 的	妊娠中に起きやすい歯科疾患の予防、歯科保健に関する意識の高揚を図る。
対 象	妊娠5か月以上の経過が良好な妊婦及び産後1年未満の産婦
内 容	歯科検診、歯みがき指導
従 事 者	歯科医師、歯科衛生士、事務補助、保健師
会 場	総合保健センター

年度		2	3	4	5	6
実施回数(回)		1	4	7	8	8
参加人数(人)	妊婦	6	40	73	81	97
	産婦	12	21	34	35	40

VIII 母子保健事業

(11) 2歳児親子歯科健診

目 的	1歳6か月児健診から3歳児健診までの時期の口腔衛生への意識を高め、3歳児健診でのむし歯の減少を図る。
対 象	2歳～2歳6か月児とその保護者
内 容	歯科検診、歯みがき指導、フッ素塗布、おやつの話、個別相談
従 事 者	歯科医師、歯科衛生士、栄養士、事務補助
会 場	総合保健センター

年度	2	3	4	5	6
実施回数（回）	1	4	6	6	6
受診児数（人）	33	101	120	101	112
受診保護者数（人）	25	68	74	69	74

4 健康教室（母子保健法第9条）

(1) 両親学級

プレ・パパママスクール

目 的	育児等について夫婦が共に学ぶことにより、積極的に親になる準備を行えるように支援する。
対 象	妊娠5か月以上の第1子出産予定の夫婦
内 容	母子保健制度、育児について・演習、妊娠・分娩経過、産後の生活
従 事 者	保健師、助産師、栄養士
会 場	総合保健センター

年度	2	3	4	5	6
実施回数（回）	39	6	9	25	21
参加人数（人）	73	208	330	517	532

※ 令和2年度は個別に実施

(2) 育児教室

① 離乳食教室等

目 的	月齢に応じた離乳食のすすめ方等について普及啓発し、離乳食に関する悩みや不安の解消を図る。	
対 象	(はじめてまして)	概ね 4～6 か月児とその保護者
	(もぐもぐ)	概ね 7～11 か月児とその保護者
	(外会場)	概ね 4 か月～3 歳までの児とその保護者
内 容	(はじめてまして)	離乳食のすすめ方
	(もぐもぐ・外会場)	離乳食のすすめ方、口腔内の手入れについて
従 事 者	(はじめてまして)	栄養士、事務補助
	(もぐもぐ・外会場)	栄養士、歯科衛生士、事務補助
会 場	総合保健センター、外会場（子育て支援施設他）	

年度		2	3	4	5	6
はじめてまして	実施回数（回）	—	8	5	6	10
	参加組数（組）		51	44	167	280
もぐもぐ	実施回数（回）	—	8	5	6	8
	参加組数（組）		48	43	116	189
外会場	実施回数（回）	—	3	4	13	12
	参加組数（組）		14	47	121	101

② 栄養教育（食べるの大好き！こどもの食育）

目 的	食の関心や健康づくりへの意識を高めるために栄養教育を行い、家庭での食育の推進を図る。				
対 象	私立幼稚園・保育園等年長児				
内 容	パネルシアターや食材カードを用いて、3 色食品群（赤・黄・緑）を楽しく学ぶ。				
従 事 者	栄養士、保健師				
会 場	各施設				

年度	2	3	4	5	6
実施回数（回）				29	40
延参加人数（人）				748	908

※ 令和 5 年度より事業開始

VIII 母子保健事業

③ おやつと歯みがき教室

目 的 おやつづくりを通し食への興味を高めると同時に、口腔内の手入れについて体験しながら学ぶ。

対 象 未就学児とその保護者

内 容 おやつ調理実習、歯みがき指導

従 事 者 栄養士、歯科衛生士、事務補助

会 場 総合保健センター

年度	2	3	4	5	6
実施回数（回）	-	1	3	4	2
延参加人数（人）		21	35	28	15

(3) 依頼の教室（育児関連講座等への協力）

年度	2	3	4	5	6
実施回数（回）	2	4	6	9	17
延参加人数（人）	33	27	108	105	275

5 こどもの食物アレルギー講演会

目 的 食物アレルギーに関する正しい情報を入手するとともに、アレルギー疾患罹患児等が適切な食生活が送れるよう支援する。

内 容 医師による食物アレルギーについての講演

対 象 食物アレルギーのある子とその保護者、施設関係者

年度	2	3	4	5	6
実施日	-	-	3月16日	-	2月10日
参加人数（人）			119		75

6 健康相談（母子保健法第10条）

(1) 乳幼児相談

目 的 乳幼児の保護者からの相談に応じ、育児不安の解消と、児が健康に育つための支援をする。

対 象 2 か月～就学前の児とその保護者

内 容 身長・体重測定、個別相談

従 事 者 保健師、栄養士、看護師

会 場 総合保健センター、南文化会館

年度	2	3	4	5	6
実施回数（回）	24	43	49	48	50
来所者数（人）	310	364	283	348	237

(2) 心理相談員による相談

① 個別相談

目 的 幼児に対してことば及び心理的な発達への支援を行うとともに、保護者に対して育児不安の軽減を図る。

対 象 幼児健診等で相談を受け、その後も支援が必要と思われる児とその保護者

内 容 相談指導

従 事 者 心理相談員、保健師

会 場 総合保健センター、南文化会館

年度	2	3	4	5	6
実施回数（回）	92	110	109	80	80
相談人数（人）	196	204	187	117	155

VIII 母子保健事業

② 集団相談（カンガルーの会）

目 的	集団での心理相談の場として、遊びを通して児の様子、親子関係を観察し、今後の支援を検討し、保護者に対して育児不安の軽減を図る。
対 象	支援が必要と思われる2歳～3歳までの児とその保護者
内 容	集団相談指導
従 事 者	心理相談員、保健師、保育士
会 場	総合保健センター

年度	2	3	4	5	6
実施回数（回）	-	4	8	12	12
参加組数（組）		18	100	136	80

(3) 発達発達に関する相談事業

目 的	成長発達を正しく評価しながら健やかな発達を促す。
対 象	未熟児及び乳幼児健診、相談で発達発達に遅れが疑われる児
内 容	発達検査、診察、相談
従 事 者	小児科医師、心理相談員、保健師
会 場	総合保健センター

年度		2	3	4	5	6
発達発達クリニック	実施回数（回）	24	22	13	11	3
	受診者数（人）	102	88	55	48	13

※ 令和6年10月から、発達発達クリニックは5歳児健康診査で実施

7 訪問指導

(1) 乳児家庭全戸訪問事業（児童福祉法・母子保健法）

目 的	子育て情報の提供、養育環境の把握、育児支援
従 事 者	助産師、保健師
対 象 者	生後4か月までの乳児のいる家庭

年度	2	3	4	5	6
訪問児数(人)				2,089	1,914

(2) 乳幼児健診未受診等育児支援訪問

目 的 乳幼児健診未受診世帯等に対して、その状況を把握し、受診推奨や育児支援を行い、児童虐待の予防、育児不安の軽減を図る。

対 象 乳幼児健診未受診の家庭

従 事 者 保健師

年度	2	3	4	5	6
実施者数（人）	118	98	147	105	105

(3) その他の訪問指導

目 的 健診、相談等で家庭訪問指導が必要な場合に対して保健師等がその家庭を訪問し、健康不安の解消に努める。

従 事 者 保健師、助産師、栄養士等

年度	2	3	4	5	6
実施者数(人)				161	118

※ 令和5年度から

①産婦・新生児訪問指導②こんにちは赤ちゃん事業を(1)乳児家庭全戸訪問事業へ、
③要指導者への訪問指導を(3)その他の訪問指導へ整理して計上

① 産婦・新生児訪問指導（母子保健法第11条）

目 的 乳児と産婦の健全な育成を図る。

従 事 者 助産師、保健師

対 象 者 概ね出産後2か月以内の産婦・新生児、里帰り出産で希望のあった母子

年度	2	3	4	5	6
新生児 （人）	1,054	1,157	1,126		
産婦 （人）	1,054	1,157	1,126		
計	2,108	2,314	2,252		

VIII 母子保健事業

②こんにちは赤ちゃん事業（児童福祉法）

目 的 子育て情報の提供、養育環境の把握、育児支援
 対 象 概ね生後2か月以降4か月までの乳児のいる家庭
 従事者 保健師、助産師等

単位：件

年 度		2	3	4	5	6
訪問対象家庭数		2,386	2,207	2,164		
こんにちは職員による訪問件数 (不在含む)		958	835	803		
母子 確認 数	こんにちは職員による訪問実件数	891	777	763		
	常勤・非常勤職員による訪問	321	224	269		
	助産師、保健師依頼による訪問	1,054	1,157	1,126		
	計	2,266	2,158	2,158		

③ 要指導者への訪問指導

目 的 健診、相談等で家庭訪問指導の必要な場合に対して保健師等がその家庭を訪問し、健康不安の解消に努める。

従事者 保健師、助産師、栄養士等

年度	2	3	4	5	6
妊産婦（人）	350	252	277		
乳児（人）	366	247	285		
幼児（人）	84	53	68		
その他（人）	134	103	118		
計	934	655	748		

※ その他は、親、祖父母等

8 長期療養児等育児支援

(1) いもっこの会（ダウン症等長期療養疾患のあるこどもをもつ親の会）

目 的 情報交換等を通じ、ダウン症等長期療養疾患児の親同士が助け合えるよう支援する。

内 容 情報交換、発達相談等

従 事 者 保健師

年度	2	3	4	5	6
実施回数（回）	-	5	10	11	11
延参加組数（組）		-	11	80	68
延参加人数（人）		-	27	160	136

(2) ほっとママタイム（ふれあい親子支援事業）

目 的 児童虐待の予防のため育児不安の強い保護者を支援し、育児機能の修復を図る。

内 容 グループミーティング

従 事 者 心理相談員、保健師、保育士

会 場 総合保健センター

年度	2	3	4	5	6
実施回数（回）	11	10	8	7	12
延参加組数（組）	26	22	15	29	89
延参加人数（人）	26	22	15	60	149

※ 令和2年度、3年度、4年度は個別に実施

※ 令和5年9月に「コアラの会」から「ほっとママタイム」に名称変更

VIII 母子保健事業

9 母子保健連絡調整会議

目 的 川越市内の母子保健関係機関（保健、医療、福祉）の相互の連絡調整及び母子保健従事者の知識の向上を図り、母子保健推進のための協力体制を確立し、もって母子保健の向上に資する。

内 容 担当者連絡会議及び研修会

構 成 員 市内の母子保健関係機関等職員

年度	2	3	4	5	6
開催回数（回）	-	-	1	2	2
延参加者数（人）			33	53	56

10 利用者支援事業（こども家庭センター型の母子保健機能）

目 的 妊娠期から子育て期にわたる母子保健や育児に関する様々な悩みに対して、母子保健コーディネーターが相談に応じる。

従 事 者 母子保健コーディネーター（保健師・助産師等）

年度	2	3	4	5	6
妊娠届出後相談（人）	1,955	1,605	2,164		
出生連絡後相談（人）	1,355	775	1,404		
面談での相談（人）	1,188	1,655	1,806		

単位：件

年度	2	3	4	5	6
妊 娠 期 相 談（面 接）				2,160	2,251
妊 娠 期 相 談（電 話）				1,518	1,542
子 育 て 期 相 談（面 接）				245	93
子 育 て 期 相 談（電 話）				2,864	3,802

※令和5年2月から出産・子育て応援事業の開始に伴い、妊婦面談開始。区分を整理

1 1 産後ケア事業

(1) 短期入所型産後ケア事業

目 的 出産後1年以内の母子に対して、医療機関等への宿泊により、心身のケアや育児のサポート等を実施する。

※ 令和5年度まで産後4か月未満の母子が対象

(2) 通所型・居宅訪問型産後ケア事業

目 的 出産後1年以内の母子に対して、医療機関等への通所もしくは、自宅への訪問により、授乳の仕方や乳房ケア、育児相談等の支援を実施する。

年度 区分		2	3	4	5	6
短期入所型	延利用者数（人）	23	14	11	8	24
	延利用日数（日）	60	27	22	20	78
通所型	延利用者数（人）		28	85	118	173
居宅訪問型	延利用者数（人）					148

※ 令和3年10月より通所型、令和6年10月より居宅訪問型を開始

1 2 産前・産後サポート事業

目 的 妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、子育て経験者による相談支援を行う。

対 象 妊産婦及びその家族

内 容 たまごサロンは、公共施設等を活用し、講座形式により出産や子育てについて学び、利用者が子育てのイメージを描きやすくなるよう支援する。

ファーストサロンは、公共施設等を活用し、交流形式により利用者同士の情報交換と仲間づくりを支援する。

年度		2	3	4	5	6
たまごサロン	実施回数（回）	8	9	9	9	9
	延参加人数（人）	33	82	88	130	172
ファーストサロン	実施回数（回）	8	10	10	10	10
	延参加人数（人）	69	104	104	129	130

VIII 母子保健事業

13 出産・子育て応援事業

- 目 的 すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように一貫して必要な支援につなぐ「伴走型相談支援」及び経済的負担の軽減を図る「経済的支援」を一体として実施する。
- 対 象 出産応援ギフトは妊娠の届出をした妊婦
子育て応援ギフトは出生した子を養育する者
- 内 容 出産応援ギフトは妊娠届出後に伴走型相談支援を受けた妊婦 1 人につき 5 万円を支給し、子育て応援ギフトは子の出生後に伴走型相談支援を受けた当該子を養育する者に対して、当該子 1 人につき 5 万円を支給する。

単位：件

年 度	交付件数	
	出産応援ギフト	子育て応援ギフト
4	612	376
5	4,151	3,188
6	2,044	2,019

※ 令和 5 年 2 月 1 日より事業開始

14 母子公費負担医療

	受給者数（人）				
年度	2	3	4	5	6
養育医療給付	81	70	68	79	99
自立支援医療（育成医療）給付	53	64	46	50	56
結核児童療育給付	-	-	-	-	-
小児慢性特定疾病医療給付	372	386	374	372	381

小児慢性特定疾病受給者数 内訳

	受給者数（人）				
年度	2	3	4	5	6
1 悪性新生物	53	51	52	55	61
2 慢性腎疾患	23	22	24	21	21
3 慢性呼吸器疾患	19	23	21	22	23
4 慢性心疾患	68	77	62	69	66
5 内分泌疾患	65	60	57	56	52
6 膠原病	18	16	17	14	11
7 糖尿病	19	22	24	22	22
8 先天性代謝疾患	8	10	10	11	13
9 血液疾患	18	14	14	15	18
10 免疫疾患	3	4	4	3	4
11 神経・筋疾患	36	47	45	41	44
12 慢性消化器疾患	20	26	25	25	31
13 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群	16	17	17	14	13
14 皮膚疾患	4	4	3	3	1
15 骨系統疾患	1	1	1	2	2
16 脈管系疾患	1	-	-	-	-

※ 複数疾病により認定されている場合、重複して計上。故に、公費負担医療受給者数とは齟齬が生じる。

※ 平成30年4月より15骨系統疾患・16脈管系疾患が追加。

15 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

講演会及び交流会

年 度	2	3	4	5	6
実施回数(回)				1	1
延人数（人）				6	8

※ 令和5年度より実施

VIII 母子保健事業

16 不妊・不育症支援事業

(1) 川越市不妊専門相談センター

目 的 不妊、不育症に関する様々な悩みに適切に対応するため、総合相談体制を整備する。

対 象 不妊、不育症に悩む夫婦

内 容 専門医による個別相談

年 度	2	3	4	5	6
相談件数（件）	18	17	8	17	6

(2) 川越市早期不妊検査費助成事業

目 的 不妊症検査に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。

対 象 婚姻関係（事実婚を含む）にある男女で、女性の年齢が43歳未満の男女共に不妊検査を受けた方

内 容 不妊症の診断に必要と医師が認めた一連の検査

年 度	2	3	4	5	6
助成件数（件）	132	114	94	95	160

(3) 川越市不育症検査費助成事業

目 的 不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。

対 象 婚姻関係（事実婚を含む）にある男女で2回以上の流産等の経験があり、女性の年齢が43歳未満の不育症検査を受けた方

内 容 不育症の診断に必要と医師が認めた一連の検査

年 度	2	3	4	5	6
助成件数（件）	18	13	6	12	10

(4) 川越市先進医療の不育症検査費助成事業

- 目 的 先進医療の不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、その経済的負担の軽減を図る。
- 対 象 2 回以上の流産・死産の既往があり、先進医療の不育症検査を受けた方
- 内 容 指定医療機関で実施した、先進医療として告示されている不育症の検査

年 度	2	3	4	5	6
助成件数（件）		-	1	-	-

